

J A 全中監企画発第 69 号  
平成 20 年 8 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

全国農業協同組合中央会  
J A 全 国 監 査 機 構

企業会計基準公開草案第 26 号  
「企業結合に関する会計基準（案）」に対する意見

企業会計基準委員会より公開された標記の「企業結合に関する会計基準（案）」に関する意見募集に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 「企業結合に関する会計基準（案）」の適用対象となる企業に準ずる事業体に「組合」が含まれているが、「協同組合」は適用対象外であるとの認識でよいか。

構成員（組合員）の人的結合体である協同組合の合併においては、そもそもの協同組合の目的（その行う事業を通じて構成員（組合員）の事業・生活のために最大の奉仕を行う；独禁法第 22 条、農協法第 8 条、信金法第 7 条、中企組合法第 5 条及び第 7 条など）から、事業や組合を売却（又は買収）することにより利益を得るということは想定されえない。我が国の協同組合法制上も、協同組合の構成員（組合員）は各法及び各組合の定款により資格制限ともいべき組合員資格が定められており、持分の譲渡が認められている場合であっても、組合員資格を有する者にしか譲渡は認められず、また、各組合員の有する議決権は出資口数によらず一人一票であることから持分の大量取得によっても当該組合の支配権を実質的に得ることはできず、さらに、一組合員が有することのできる出資口数の上限も定められており（農協法第 28 条第 1 項 6 号、信金法第 11 条第 4 項、中企組合法第 10 条第 3 項など）、持分の大量取得そのものが制限されていること等からも、事業や組合そのものの売却が生じえないことは明らかである。このことから、協同組合間の合併は、理論上も実態上も事業の同一化であり、「持分の結合」に該当することは明らかである。

このように協同組合は、会社とは異なる組織概念によるものであり、改正案は協同組合の結合にはなじまないため、適用対象外とすべきである。

なお、農業協同組合においては、これまで、合併に際して持分プーリング法に準じた処理を原則としている。

2. 仮に協同組合を基準の適用対象として扱うとしても、前述の理由により、協同組合については、持分プーリング法の維持、または、(改正案で共同支配企業や合併企業について認められているのと同様に) 持分結合の考え方による帳簿価額による引継ぎを認めるべきと考える。

以上